3 精神障害者割引の導入拡大

(1) 制度等

身体障害者及び知的障害者と比べ、精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引等の導入が進んでいないことを受け、「障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について」(平成30年11月22日付け国自総第333号の2、国自旅第190号の2 東北運輸局長宛て国土交通省自動車局長通達)等(注)が発出されている。東北運輸局は通達等を受け、管内の旅客自動車運送事業者等に対し、精神障害者についても身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とすることについて検討するよう、理解と協力を求めるなどの要請をしている。

(注) 最初の協力依頼は、平成 18 年 11 月 27 日付けで厚生労働省から国土交通省あてに発出された「精神障害者に対する各種運賃及び料金に係る割引サービス等の適用の拡大について(協力依頼)」

(2) 精神障害者割引に係る苦情・トラブル等

利用者から寄せられた苦情・トラブルの中には、精神障害者にだけ割引を適用しないのは差別ではないかとの苦情もみられた。

また、事業者の中には、割引対象としていない精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者手帳」という。)を見分ける場合、①障害の種別が障害者手帳カバーの色で分からないようにしてほしいとの利用者からの要望等を踏まえ、色が統一されている県(障害者手帳を発行している仙台市を含む。以下同じ。)があること、②他県の手帳カバーの色までは把握できていないことなどから、障害者手帳内の記載まで確認する必要があり、その確認が苦情・トラブルの原因になるおそれがあって苦慮している事業者もみられた。障害者手帳内の記載を確認した際、障害の程度まで見られて不快な思いをしたとの苦情を受けたことのある事業者もみられた。

さらに、全国で寄せられた行政相談の中には、自分が居住する県では割引してもらえたが、他県では割引してもらえなかったという苦情もみられた。

(3) 精神障害者割引の導入状況等

ア 導入状況

東北管内の事業者における精神障害者割引の導入状況をみると、表 4 のとおり、平成 30 年 3 月 31 日現在、753 事業者のうち 102 事業者(13.5%)で導入されている。

表4 精神障害者割引の導入状況 (単位:事業者、%)

区 分	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	計
事業者数 a	109	138	187	81	82	156	753
精神障害者割引導入 b	13	10	0	78	1	0	102
導入率 (b/a)	11.9	7. 2	0.0	96. 3	1.2	0.0	13. 5

- (注) 1 東北運輸局の資料に基づき当局が作成した。
 - 2 平成30年3月31日現在の事業者数、導入率である。

イ 導入経緯・理由等

精神障害者割引の導入に当たっては、協会又は協会支部単位で導入に取り組んだものがみられ、その導入経緯・理由等をみると、表 5 のとおり、割引対象としていない精神障害者手帳と割引対象としている身体障害者手帳又は療育手帳において、①手帳カバーの色が統一されたなど見分けが難しくなったため(秋田県協会)、又は②事業者から見分けが難しいとの意見があったため(岩手県協会胆江支部)、③利用者から精神障害者割引の導入要望があったため(むつ市協会)となっている。

表 5 協会又は協会支部単位での取組による精神障害者割引の導入経緯・理由等

(単位:事業者)

協会、支部	事業	者数 うち 導入	精神障害者割引の導入経緯・理由等
秋田県ハイヤー協会	85	74	平成27年4月から秋田県の3種類の障害者手帳カバーの色が赤に統一された(別添資料3参照)。 同年11月の役員会で、障害者割引の実態について情報 交換を行い、割引対象としていない精神障害者手帳の見分 けが難しくなっていることを踏まえ、会員事業者個々の判 断で認可申請を行うこととした。 その結果、28年2月又は3月に認可を受け導入した。
岩手県タク シー協会 胆江支部	9	9	事業者から割引対象としていない精神障害者手帳と割引対象としている身体障害者手帳及び療育手帳との見分けが難しいとの意見があったため、会員事業者が協議し平成27年3月に認可を受け導入した。
むつ市タクシー協会	5	5	利用者から精神障害者割引の導入要望があったため、会員事業者が協議し平成27年4月に認可を受け導入した。

- (注) 1 当局の調査結果による。
 - 2 事業者数は精神障害者割引の認可当時のものである。
 - 3 むつ市タクシー協会の5事業者は、青森県タクシー協会に属している。
 - 4 各県協会等は、認可申請書のひな形を配布するなど事務手続の負担軽減を図っている。

なお、新たに精神障害者割引を導入する際には、①認可申請書、②認可前の料金表・ 適用方法、③認可後の料金表・適用方法を作成の上、運輸局に申請し、認可を得ること が必要となる。

(4) 精神障害者手帳の確認状況等

精神障害者割引を導入していない事業者の中には、割引対象としていない精神障害者 手帳を確認することについて、障害者手帳カバーの色で確認している事業者がみられた。 しかし、色が統一されている県があることや、他県の手帳カバーの色までは把握でき ていないことなどから色による見分けは難しくなってきているとの意見がみられた。

東北6県において、手帳カバーの色を確認したところ、表6のとおり、①宮城県、秋田県及び福島県では、割引対象と割引対象外とで色が同じになっているものがあり、色

による見分けが困難になっている。②また、青森県と山形県のオレンジ色及び岩手県を含めた3県の緑色は、それぞれ色が似ていると考えられることから、他県の利用者を色で見分けた場合、本来割引対象となる利用者が割引を受けることができないおそれがあると考えられる。

表 6 割引対象と割引対象外との障害者手帳カバーの色による見分け(東北 6 県)

F /\	旧夕	割引	割引対象外		
区分	県名	身体障害者	療育	精神障害者	
なが日ドにわっていてものがもり	秋田県	赤	赤	赤	
色が同じになっているものがあり、 見分けは困難	宮城県	若草色	若草色	若草色	
元力()(よ四乗	福島県	赤	紺	赤	
青森県と山形県のオレンジ色及び岩	青森県	青	オレンジ	緑	
手県を含めた3県の緑色は、それぞ	山形県	紺	緑	オレンジ	
れ色が似ていると考えられることか	岩手県	緑	エメラルド	深緑	
ら、他県の利用者を色で見分けた場		(第1種)	グリーン (第 1 種)		
合、本来割引対象となる利用者が割		青 (第2種)	青	1本冰	
引を受けることができないおそれ			(第2種)		

⁽注) 1 当局の調査結果による。

また、精神障害者手帳のカバーには、「障害者手帳」とのみ表示され「精神」の表示がないこと、夜間などは手帳内の文字が見えにくいことなどから、精神障害者手帳の確認は、手帳カバーの色で見分けられない場合には難しいとの意見もみられた。

² 色について、県が異なる場合、同じ色名(オレンジ又は緑)であっても同一色であることを確認できているわけではない。

³ 障害者手帳は、政令指定都市の仙台市も発行しているが、手帳カバーの色は宮城県と同じ「若草色」である。また、身体障害者手帳については中核市も発行しているが、いずれの市も手帳カバーの色は所在県の色と同じである。